

平成二十一年四月十三日提出
質問第三〇二号

北朝鮮のミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 岡本充功

北朝鮮のミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書

平成二十一年四月五日に北朝鮮が度重なる国際社会からの自製の要請や国連決議に反し「人工衛星発射」を名目にミサイル発射（以下「ミサイル発射」という。）を強行したことは大きな問題があると考えている。しかしながら政府のその後の対応にも問題があると考えられるので以下質問する。

一 ミサイル発射に至るまでの政府の国際外交における対応如何。とりわけミサイル発射の自制を求め中国及びロシアとはいかなる会合を持ちそこでいかなる趣旨の回答を得、合意を形成していたのか答弁を求める。政府は中国政府が北朝鮮に対しミサイル発射の自制をするよう何らかの対応もしくは措置をとったと考えているのか答弁を求める。

二 政府は国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）においてミサイル発射を受けて、その行為を非難する文言を盛り込んだ新しい国連決議が採択されることが望ましいと考え、その採択を目指したのか答弁を求める。本主意書の提出時においても、結果として新たな決議の採択に至っていないがその理由如何。またその責任はどこにあると考えているのか答弁を求める。国連決議を目指していたにもかかわらず、議長声明となることについてどのような経緯と理由を以って政府は国連決議ではなく議長声明と

することを容認したのか答弁を求める。またミサイル発射直後は米国も新たな国連決議の採択を目指していたと承知するが事実関係如何。新たな国連決議の採択を目指していた米国が国連決議案ではなく議長声明を提示する、もしくは米国主導で中国から提出されることについていつどのような連絡ルートを紹介して、またどの国からの連絡で政府は知ることとなったのか答弁を求める。

三 国連安保理における決議と議長声明の違いについての政府の見解如何。なお決議は国連安保理全十五カ国中、九カ国の賛成と常任理事国の拒否権不行使を採択の要件とすること、また議長声明が国連安保理の全会一致で採択され公式記録に残ることといった採択要件を問うてはいない。ミサイル発射を受けて新たな国連決議が採択されていないことに対する政府の見解如何。また必要な文言が入った議長声明が採択されれば新たな国連決議は不要と考えているのか見解を問う。

四 政府はタイ国パタヤで開催された東南アジア諸国連合プラス三首脳会議と東アジアサミットで出す議長声明にミサイル発射を非難する文言を盛り込むよう外交努力をはらったのか答弁を求める。今後、前記のような議長声明の採択を目指すつもりなのか答弁を求める。

五 北朝鮮に対する経済制裁の実施について問う。ロシア、中国及び米国、韓国が現時点で行なっている経

済制裁はどのようなものがあるのか政府が承知をしている範囲で答弁を求める。その経済制裁はこれまでの国連決議に照らして妥当なものかと政府は考えているのか、また制裁の執行状況はどのように担保されているのか答弁を求める。また制裁の義務を果たしていない国はどの国であり、またその国に対して政府はどのような要請をしてきたのか答弁を求める。また要請をしていないのであればその理由を問う。

六 今回のミサイル発射を受けて米国は北朝鮮に対する「テロ支援国家」の再指定に踏み切ると考えているのか。また踏み切らない場合は再指定に向けて政府としてどのような取り組み及び働きかけを行なっているのか答弁を求める。

右質問する。